入　札　説　明　書

柳川市が発注する　柳川市消防団第１６分団格納庫建設工事　に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

公告日　令和８年９月１１日

１　工 事 名
柳川市消防団第１６分団格納庫建設工事
２　工事場所
柳川市三橋町今古賀５６番
３　工事概要
建築工事　　１．０式
電気設備工事　　１．０式
機械設備工事　　１．０式
４　工　　期
契約日の翌日から令和９年３月１２日まで。
５　予定価格
２９，７５５，０００円（消費税１０パーセント含む。）
６　最低制限価格
２７，３７４，６００円（消費税１０パーセント含む。）
７　工事の発注方式
⑴　この工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う電子入札（柳川市契約事務規則（平成１７年柳川市規則第４９号）第６条第１項第７号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）に代えることができる。「紙入札参加承認願」については、柳川市ホームページからダウンロードすること。当初から紙入札方式で参加する場合の申請窓口及び受付時間は、１２（1）及び１２（2）によるものとし、電子入札手続開始後にやむを得ない事情で紙入札方式へ移行する場合は、１２（1）及び１７（1）上段の入札書提出締切日時までとする。なお、電子入札により難いとは、次のアからウのいずれかに該当する場合をいうものである。
ア　ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりＩＣカード再発行の申請中の場合
イ　名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ＩＣカード再発行の申請中の場合
ウ　その他やむを得ない事由があると認められる場合
柳川市ホームページ　https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/

⑵　電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者（入札及び契約締結の権限を年間委任している場合は、その受任者）のＩＣカードのみである。

８　重複落札の制限

この工事を落札した者は、柳川市が別に公告する最低制限価格を設定した工事のうち、この工事と同じ日に開札される同業種の工事の落札者となることはできない。

９　契約に関する事務を担当する部課の所在地、名称及び電話番号

⑴　入札手続に関すること。

〒８３２－８６０１　福岡県柳川市本町８７番地１
柳川市役所総務部総務課契約検査係
ＴＥＬ　（直通）０９４４－７７－８４１５

⑵　工事に関すること。

〒８３２－８６０１　福岡県柳川市本町８７番地１
柳川市役所建設部都市計画課建築係
ＴＥＬ　（直通）０９４４－７７－８５４４

１０　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。

建設工事について、「柳川市の令和８年度建設工事競争入札参加資格」を有する者（建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）登載者）

１１　入札参加条件（地方自治法施行令第１６７条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

入札参加申込締切日時点において次の全ての条件を満たしていること。ただし、（４）に掲げる条件については、入札参加申込期間終了後から開札の日まで引き続き満たしていなければならない。

⑴　名簿に登録されている業種が建築一式工事であること。

⑵　名簿に記載されている本店の所在地が柳川市内にあり、かつ、建築一式工事に係る等級格付がＢ等級であること。

⑶　当該工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。その技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加申込日以前に３か月以上あること。

⑷　柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成１７年柳川市告示第１４号）の規定に基づく指名停止期間中でなく、又は柳川市建設工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等要綱（平成１７年柳川市告示第８号）第１０条第４号に規定する措置の期間中でないこと。

⑸　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連ある建設業者でないこと。

「当該工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

福岡県柳川市三橋町下百町１２－２
北島一級建築士事務所

「当該受託者と資本・人事面において関連ある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

①　当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその

出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

１２ 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

⑴ 受付場所

柳川市役所総務部総務課契約検査係

⑵ 申込受付期間

令和８年９月１４日（月）から令和８年９月１８日（金）までの毎日、午前９時から午後５時まで。

⑶ 提出書類

① 一般競争入札参加申込書（様式第１号）

② 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（様式第３号）

添付資料として、次の資料の写しを添付すること。

添付資料

・１１（３）に係る技術者の免許等が確認できる書類

・雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）

注意事項

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申込書を提出した者は、直ちに入札辞退届を提出すること。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止を行うことがある。

③ 建設業許可通知書の写し

④ 経営事項審査結果通知書

最新のものの写し

⑷ 提出方法

① 電子入札で参加する場合

電子入札システムにより入札手続を行う者（以下「電子入札業者」という。）は、１２（３）の書類を１２（１）の場所へ持参すること。

また、持参提出後、１２（２）の期間内に１２（３）①を添付資料として、電子入札システムにより提出すること。

② 紙入札で参加する場合

紙入札方式により入札手続を行う者（以下「紙入札業者」という。）は、１２（３）の書類を１２（１）の場所へ持参すること。

⑸ その他

① 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
② 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。
③ 提出書類は、返却しない。

１３　入札参加確認通知

入札参加の可否は、令和８年１０月７日（水）までに電子入札システム又は書面により通知する。

１４　入札参加できないと決定した者に対する理由の説明

⑴ 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
⑵ 入札参加できないと決定された理由の説明を求める場合には、令和８年１０月１９日（月）までに書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。
⑶ 書面は、持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受け付けない。
⑷ 説明を求められたときは、令和８年１０月２０日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
⑸ 入札参加できないと決定された理由の説明を求める書面の提出先は、柳川市役所総務部総務課契約検査係とする。

１５　設計図書等の閲覧

設計図書及び仕様書については、柳川市のホームページからのダウンロードにより、又は次の場所において希望者に有料で写しを提供する。ただし、電送又は郵送等による提供は行わない。

⑴ 場所
柳川市役所総務部総務課契約検査係
⑵ 期間
令和８年９月１１日（金）から令和８年１０月２６日（月）までの市の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。

１６　設計図書等に関する質問及び回答

⑴ 設計図書等に関する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。また、書面は、持参又は郵送等によるものとし、電送によるものは受け付けない。
① 受付場所
柳川市役所総務部総務課契約検査係
② 期間
令和８年９月１４日（月）から令和８年１０月２１日（水）までの市の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。
⑵ 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
① 場所
柳川市役所総務部総務課契約検査係
② 期間
令和８年１０月２２日（木）から令和８年１０月２３日（金）までの毎日、午前９時から午後５時まで。

１７　入札の提出期間、提出場所及び提出方法

⑴　提出期間

令和８年１０月８日（木）午前９時から令和８年１０月２３日（金）午後５時までの電子入札システム稼動時間

紙入札業者は、令和８年１０月２６日（月）午後２時３０分

⑵　提出場所

紙入札業者は、１９（１）の開札場所とする。

⑶　提出方法

①　入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。郵送等による提出は認めない。

②　入札書は、入札金額及びくじ番号（任意の３桁の数字）を入力し、工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出すること。

③　紙入札業者は、配布する柳川市の様式に入札金額及びくじ番号を記載し、直接提出する方法で行う。

④　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記載した電磁的記録を含む。）に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

⑤　入札の執行回数は、１回とする。

⑥　開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、その者が入札書に記載又は電子入札システムに登録したくじ番号に基づく電子くじにより契約の相手方を決定する。そのため、書面により入札書を提出する場合においても必ずくじ番号を記載すること。

１８　工事費内訳書の提出

⑴　開札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

⑵　工事費内訳書は、提示を求める内容等を明らかにすること。

⑶　電子入札業者の提出方法

①　提出方法

電子入札システムによりダウンロードし、入札書に添付して送信すること。

②　郵送等について

工事費内訳書が１メガバイトを超える場合は、工事費内訳書一式についてのみ郵送等（１７（１）の提出期間内必着）で１２（１）の場所へ提出することとし、電子入札システムとの分割提出は認めない。また、郵送等に当たっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。この場合においては、入札書の添付書類として、次の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、入札書に添付して電子入札システムにより送信すること。

ア　郵送等する旨の表示

イ　郵送等する書類の目録

ウ　郵送等する書類のページ数

エ　発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

⑷　紙入札業者の提出方法

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

⑸　提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

⑹　入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。

１９　開札

開札は、電子入札システムにより行うこととする。紙入札業者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと。

⑴　開札場所

柳川市役所　柳川庁舎　本館３階　総務課

⑵　開札日時

令和８年１０月２６日（月）午後２時３０分

２０　入札保証金

免除する。

２１　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金を免除する。

⑴　市を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の１００分の１０以上）を締結し、その証書を提出する場合

⑵　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券契約（保証金額は、契約金額の１００分の１０以上）を締結したとき。

２２　入札の無効

次の入札は、無効とする。

⑴　金額の記載がない入札

⑵　くじ番号の記載がない入札

⑶　法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

⑷　同一入札者が２以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

⑸　電子入札の場合入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

⑹　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑺　入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

⑻　委任状を提出していない代理人がした入札

⑼　この説明書に提示した予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額を上回る金額の入札

⑽　この説明書に提示した最低制限価格に１１０分の１００を乗じて得た額を下回る金額

の入札

⑾　この工事に関して重複落札の制限を受けた者による入札

２３　落札者の決定方法

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

２４　入札辞退の自由

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退を理由に、本市において、いかなる不利益な取扱いもしない。

２５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札参加者は、入札心得及び設計書等を熟読し、入札心得を遵守すること。

⑶　契約書の作成を要する。

⑷　落札者は、１２（３）②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

⑸　稼動時間内で電子入札システムをやむを得ず停止する場合又は稼働時間を延長する場合は、その旨を柳川市ホームページで公開する。

⑹　電子入札システム操作上の手引書としては、「操作マニュアル」を参考とすること。「操作マニュアル」は、柳川市ホームページで公開している。

⑺　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

⑻　落札者は、契約の締結に当たって、建設工事請負契約約款第４８条の３第１項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人としないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。